課税標準特例該当資産非課税該当資産

届出書

										ᄁᄱ		4	Н		
堺市長 殿							コー	ド							
次の資産について、課税標準の特例又は非課税に該当するので、							所								
関係書類を添付して届け出ます。															
MINITED CITE TO CITE T						氏名(名称)									
					:	連絡	先	;					担当者		
〇 課税標準の特例該当資産(地方税法第349条の3、法附則第15条)															
適用条項	種類	ページ	行数	資産の名称	数量	取得	得年 年	月 月	取得価額	(円)	耐用 年数		備考		
□ 法第349条の3 □ 法附則第15条															
第 項第 号															
□ 法第349条の3 □ 法附則第15条															
第 項第 号															
□ 法第349条の3 □ 法附則第15条															
第 項第 号															
□ 法第349条の3 □ 法附則第15条															
第 項第 号															
□ 法第349条の3 □ 法附則第15条															
第 項第 号															
※ 前回までに届出済みの資産については、再提出は不要です。															
〇 非課税の該当資産(地方税法第348条、法附則	第14	条)													
適用条項	種類	ページ	行数	資産の名称	数量	取行号	得年 年	月 月	取得価額	(円)	耐用 年数		備考		
□ 地方税法第348条 □ 法附則第14条															
第 項第 号															
□ 地方税法第348条 □ 法附則第14条															
第 項第 号	L														
□ 地方税法第348条 □ 法附則第14条										_					

号

項第

[※] 前回までに届出済みの資産については、再提出は不要です。